

令和2年度映像型ドライブレコーダー導入促進助成事業実施要領

令和3年1月13日一部改正

一般社団法人愛媛県トラック協会

1. 事業の趣旨

事故防止や安全運転への取り組みを支援するため、事故や急加速・急減速などの一定の衝撃が生じた際に、その前後の映像や走行データを記録するドライブレコーダーの普及を図る。

2. 助成対象機器

交付要綱第2条の助成対象機器は、下記の要件を満たす機器とする。

①運行管理連携型

「貨物自動車ドライブレコーダー選定ガイドライン規程」に分類される機器。

②標準型・簡易型

- ・運転時に連続して車両前方の映像を撮影し、急ブレーキ、事故等により強い加速度等が発生した場合に、その前後一定時間の映像が記録できること。
- ・記録した撮影情報を安全運転の指導に活用できること。

3. 助成金額

交付要綱第3条に定める額は、以下のとおりとする。

なお、国からの補助金が交付された機器に対しては助成金を交付しない。

①運行管理連携型 : 20,000円 (ガイドライン規程に基づく機器)

②標準型・簡易型 : **15,000円 (機種指定なし)**

※但し、機器購入金額が定額に満たない場合は、購入金額を上限とする。
(千円未満切捨て)

4. 助成金交付限度額

1社あたり「ドライブレコーダー20台」を限度とする。

5. 申請受付期間

令和2年6月1日から**令和3年3月10日まで**

※令和2年4月1日以降導入した装置に対し助成するものとし、事業者は、導入後上記申請受付期間迄に必要な書類を添付の上「助成金実績報告書」を提出する。

※**期間内であっても助成金の予算に達した場合、受付終了となる事がある。**

6. 提出書類

- (1) 助成金実績報告書(兼請求書・装着証明書)
- (2) 車検証(写し)
- (3) 装置のみの購入金額が分かる領収書又は請求書又は割賦(リース)契約書(写し)